

## 分野・専門名：日本史学

---

### 試験科目：史料解読

---

#### 【正解・解答例】

##### 問一

(一) 公廩稲について、国衙財政の欠損分を補填した後、四等官及び雑任で、一定の指数に基づいて比例配分すること。

(二) 平安時代において、国司四等官のうち、官長（通常は守）以外の国司を指す。

(三) 著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

(四) 国司の交替において、受領が前任者を放還した後に、任期中の欠損分について、交替の際の欠損が発覚したと申告して、自分の公廩をみたそうとする結果、国衙財政の欠損が補填されないことが問題視され、それに対して、前任国司を放還した国については、現任者の交替欠を申請する解文に不動穀・動用穀・穎稲・糯・米が計上されていたならば、受理せずに返却するという措置が取られた。

(五) 天皇の勅が上卿の右大臣に伝達され、これを奉じた右大臣が右中弁に宣し、これを奉じた右中弁が左大史に伝宣し、これを奉じた左大史がこの宣旨を書いた。

##### 問二

(一) 鎌倉殿の仰せにより、鎌倉幕府の執権と連署とが裁許をくだす文書としてよく用いられた様式の文書で、一般に関東下知状と呼ばれる。

(二) いずれも鎌倉幕府の裁判用語で、訴とは訴えを提起すること、陳とはそれに答えることである。

(三)

(正観扶持) ⑤母儀 — ④知幹 (兄?)

①正観 — ③義幹 — ②景幹 (弟?)

(四) 生得の長男によるべからず。家督は生まれつきの長男であるかどうかにはよらない。

(五) 一日片時といえども、義幹に随逐せざるの間、子息たるの条、かたがた支証なし。ほんのすこしもハイハイをして義幹についてまわることがなかったのだから、知幹が義幹の子息であるという証拠はまったくない。

##### 問三

(一) とうしょう

(二) 言い訳をして

(三) 地借とは、自身の屋敷地を所持せず、他者の所持する屋敷地を賃借し、そこに自身の家屋を所持して居住する状態を指す。店借とは、他者の所持する屋敷地と家屋のいずれも賃

借する状態を指す。地借・店借は、屋敷地を所持していない点で家持と異なり、町の構成員としては、共同体が有する特権や義務の体系から疎外されたものの、敷地年貢（地子）や公権力・領主への役負担を免ぜられ、共同体諸経費の分担も家持より軽減された。また、地借は家屋を所持することから、家屋を担保として融資をうけられるなど、店借より高い地位・状態にあった。

(四) 当人共江相響候而者おのつから不整之意味も候間、各方方御取調之趣ニ町役人共江御申渡有之候様いたし度

(五) 勘定奉行

(六) 宝暦期以降、幕府が上方の公家・寺社による名目金貸付を認可し、全国的に展開したことで、江戸を始めとする都市には、貸付業務のために公家・寺社の家来が派遣され、一定期間滞在するようになった。時代が下ると、業務に携わらない家来らが、町奉行所への届け出を行ったように見せかけたり、勧化・開帳などの理由を付けて、無許可の状態で長期逗留するようになるようになり、都市への人口流入が増加する社会問題の一端となっていた。

問四

(1) 諸隊の下士以下や生徒吏卒が逃亡した際には、人相書きをもって届け出ること。その際、司令の所管より本人原籍の都道府県と陸軍の裁判所に届け出、規則に沿って伝えること。

(2) 山県有朋。戊辰戦争に従軍し、明治6(1873)年に陸軍卿に就任する。徴兵令の制定を推進するなど、日本近代の軍制の確立で大きな役割を果たす。第1次伊藤内閣で内相に就任した際は、中央集権的な地方制度の確立につとめる。その後、首相も務め、日清・日露戦争でも司令官としての役割を果たす。元老として「山県閥」と呼ばれる官僚、軍人の一大勢力を形成し、政界への影響力を行使した。

(3) 砲兵本廠：東京砲兵工廠。小銃を主体とする兵器の製造を行う。

軍馬局：軍馬の供給・育成及び購買並びに軍馬資源の調査を管掌。後の軍馬補充部。

(4) 著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

(5) 明治6年(1873)1月、太政官布告により徴兵令が発布。徴兵令では、「国民皆兵」を基本として、男子は満20歳で徴兵検査を受け、検査合格者の中から抽選で「常備軍」の兵役に3年間服させることとした。また、満17歳から40歳までの男子を「国民軍」の兵籍に登録することも定めた。徴兵令は、「国民皆兵」が原則だったが、官庁勤務者、官公立学校生徒や一家の主人のほか、代人料を取めた者などを「常備軍」兵役の免除者としていた。

## 分野・専門名：日本史学

---

### 試験科目：史料解読

---

#### 【出題の意図】

問一 平安時代における地方行政のあり方と政務の手續について理解しているかどうかを問うものである。

- (一) 公廩稻制について理解しているかどうかを問うものである。
- (二) 受領制について理解しているかどうかを問うものである。
- (三) 法令の和風漢文が読めるかどうかを問うものである。
- (四) 当該法令全体の趣旨を理解できているかを問うものである。
- (五) 宣旨の作成手續について理解しているかどうかを問うものである。

問二 中世前期の代表的な史料である関東下知状についての理解と考察能力とを問うものである。

- (一) 基本的な中世文書の様式について理解しているかを問うものである。
- (二) 基礎的な中世史料用語の理解を問うものである。
- (三) 史料の概括的な理解能力を問うものである。
- (四) 基礎的な中世史料の読解能力を問うものである。
- (五) 難解用語に関する考察能力を問うものである。

問三

- (一) 史料用語の知識を問う。
- (二) 史料用語の知識を問う。
- (三) 歴史用語について説明できる力を問う。
- (四) くずし字の基礎的な読解能力を問う。
- (五) 日本近世史の基礎的な知識を問う。
- (六) 史料の基礎的な理解能力を問う。

明治初期の書類を読解し、その意味を説明できるとともに、同時代の軍事史に関する知識を問うものである。

- (1) 明治期の史料を読解し、その内容について説明できる力を問うものである。
- (2) 史料に書かれている人物について説明できる力を問うものである。
- (3) 史料に書かれている曾々木について説明できる力を問うものである。
- (4) 史料を読解できる力を問うものである。
- (5) 明治初期の軍事史に関する知識を問うものである。

## 分野・専門名：日本史学

---

### 試験科目：日本史学

---

#### 【正解・解答例】

##### 舎人親王

天武天皇の皇子で、淳仁天皇の父。奈良時代前半の朝廷において、同じく天武天皇の皇子である新田部親王とともに重きをなした。聖武天皇の皇太子時代に、その補佐をおこない、知太政官事に任ぜられ、即位後も引き続き天皇を支えた。そのほか、『日本書紀』編纂事業の中心となった。天平七年に天然痘と思われる疫病により死去した。

##### 北陸における東大寺領荘園

墾田永年私財法に基づいて設定された墾田を中核とする。基本的には賃租により経営されたが、その成否は当該地域の有力者の協力が得られるか否かにかかっていた。藤原仲麻呂政権の時期には圧迫される傾向にあったが、恵美押勝の変の後は回復し、没官領などを原資にして散在していた口分田等と交換し、一円化を図ったものもある。平安時代になって地域有力豪族の弱体化とともに衰退した。

##### 一切経（大蔵経）

一切つまりすべての仏教経典を意味する。一切経を供えているとされる寺院には、高い威信が認められていた。日本中世においては主として印刷版が朝鮮から輸入された。輸入にあたり、足利将軍—各地の諸勢力—交易商人の間での関係形成が促された。

##### 代銭納

米・絹・布など現物にかわり銭で年貢を納める制度。鎌倉時代の後期に普及する。普及した要因としては、中国元朝の紙幣発行にともなう大量の中国銭貨流入、それに伴う貨幣経済の発展、現物と銭貨との交換差益に対する関心の高まり、を挙げ得る。

##### 諸社禰宜神主法度

寛文5年（1665）に江戸幕府が制定した神社・神職を統制するための法令で、全国の神社に対して、神祇道の研鑽や神事祭礼の励行、社殿の修繕や境内の清掃を定めたほか、社領の売買禁止などの規定を設け、違反者への罰則規定を明記した。また、狩衣や衣冠などの神職の装束は、堂上公家の吉田家の発布する神道裁許状を取得しなければ着用が認可されないことを定め、全国の神社・神職が吉田家の管理下に入ることを義務づけた。

##### 入会地

一村または複数の村々、あるいは特定地域の村落共同体の人々が共同利用を認められた山

林・原野・河川敷などの土地を指す。江戸時代の場合、薪炭・用材・肥料などを採取する入会山と、秣や萱などを採取する草刈場に大別することができ、村民は生活に必要な物資をそこから取得した。入会地は土地所有権の所在が曖昧な状態にあり、村落共同体が共同利用すると同時に、藩などが実質的な管理を行っている実態もあった。

#### ロエスレル

ドイツの法学者・経済学者。外務省に招かれて来日、のち内閣顧問。明治憲法に結実する草案の作成は、井上毅やロエスレルの憲法草案を基に、伊藤博文や金子堅太郎らによってなされた。そのほかにも、民法・商法の制定にも貢献した。

#### 国防婦人会

満州事変下の 1932 年、軍部の指導と援助の下に設立された戦争協力婦人団体。前身は大阪の国防婦人会。総力戦体制確立を旨とする軍部の意向を受けて、婦人運動の先頭にたった。会員は 16 歳以上の女子を対象とし、いわゆる勤労婦人も組織した。アジア・太平洋戦争下の 1942 年、他の婦人団体とともに大日本婦人会に統合された。

## 分野・専門名：日本史学

---

## 試験科目：日本史学

---

### 【出題の意図】

#### 舎人親王

奈良時代の有力政治家である舎人親王について理解しているかどうかを問うものである。

#### 北陸における東大寺領荘園

荘園制の一端について理解しているかどうかを問うものである。

#### 一切経（大蔵経）

日本中世史上における対外関係史、文化史に関する理解を問うものである。なお適宜、他時代の記述であっても適正であれば加点する。

#### 代銭納

日本中世史上における経済的事象の理解を問うものである。

#### 諸社禰宜神主法度

日本近世の宗教に関する法令についての知識を問うものである。

#### 入会地

本近世の村落に関する学術概念についての知識を問うものである。

#### ロエスレル

明治期「お雇い外国人」として代表的な人物についての知識を問うものである。

#### 国防婦人会

戦前に国防・遺族のために組織された女性団体に関する基礎知識を問うものである。

分野・専門名： 東洋史学

---

試験科目： アジア史基礎

---

【正解・解答例】

(1) 三司

三司は中国の五代十国時代から北宋にかけて財政を担当した部署。唐の律令制下では尚書戸部が財政を司り、その下に戸部曹(土地・戸口・賦役担当)と度支曹(財政支出担当)があった。玄宗以降の財政難に対応して、律令外の使職として度支使と塩鉄使が設けられ、戸部曹・度支使・塩鉄使の三者が財政を司るようになった。後唐の長興元年(930年)にこれら三者を統括する三司使が設けられ、財政の最高職とされた。北宋でもこの体制が引き継がれ、三司使は宰相・執政に次ぐ重職として「計相」と呼ばれた。三司には長官の三司使、副長官の副三司使の下に戸部・度支部・塩鉄部があり、各部に副使1人と判官3人が置かれた。監察機関の御史台には財政監督能力が乏しく、三司の監査は三司自身が行い、会計監査の勾院、総合監査の磨勘司、帳簿保管の帳司が設けられ、後に勾磨勘司として統合された。その他、理欠司・推勘司・兵案など多くの部署があり、三司は農業・商業・収税から労働者手配まで財政に関する全てを扱う巨大機構となり、宰相も干渉できなかった。王安石は熙寧2年(1069年)に制置三司条例司を設けて三司の権限を他部署に移し、元豊の改革で戸部に吸収させて三司を消滅させた。

(2) 三仏齊

10世紀初めから15世紀初めまで漢文史料に登場する東南アジアの交易国家。かつて室利仏逝(シュリーヴィジャヤ王国)と同一視されていたが、複数の三仏齊国が同時に中国の王朝に朝貢した記録があり、三仏齊注輦(チョーラ)国、三仏齊詹卑(ジャンビ)国、三仏齊宝林邦(パレンバン)などの表記が見られることから、単一国家ではなくマラッカ海峡地域における港市国家の総称と理解されるようになった。シュリーヴィジャヤ・グループの主要3カ国、チャイヤー、ケダー、ジャンビが9世紀末に朝貢のための統一政体として形成したものと考えられる。1025年にタミール王国がマレー半島横断通商路の独占を狙ってケダーなどを占領したが、1080年頃に返還された。南宋が12世紀末に朝貢制度をやめ市舶司制度に一本化するまで続いた。三仏齊は9世紀後半以降のアラビア語史料に現れるザーバジュに相当し、アラブ史料ではザーバジュの大王が治める国々にラムリ、クダ、スリブザなどがあったとされ、このスリブザがかつてのシュリーヴィジャヤとみられている。

### (3) 三別抄

高麗の軍隊の名称。別抄とは勇士で組織する選抜軍の意。高麗の武臣政権である崔氏政権が警護のために組織した左右の二別抄と、モンゴル軍の捕虜となりながら脱出してきたものを集めて編成した神義軍をあわせて三別抄とよんだ。三別抄は高麗の武臣政権の軍事力の核となるもので、モンゴルとの戦いでも前衛として戦った。1270年、高麗王朝がモンゴルとの講和に踏み切ると、それに不満な三別抄は、南方海上の珍島に拠って城を築き、民衆の支持も受けて抵抗を続けた。モンゴルは高麗政府軍と連合して1年にわたる猛攻により、珍島を陥落させたが、三別抄の残党はなおも南の済州島に移ってさらに抵抗した。三別抄は日本にも救援を要請したが、鎌倉幕府は事情を理解できず、協力することはなかった。三別抄の乱は1273年、モンゴル軍・漢軍(旧金朝の兵)・高麗軍併せて1万の総攻撃を受け、済州島が陥落し、足掛け4年にわたった反乱は収束した。

### (4) 三長制

486年(太和10)から589年(開皇9)まで北朝に行われた村落統制機構。五家を「隣」、五隣を一つの「里」、五里を一つの「党」にまとめ、それぞれに隣長・里長・党長を置いたので三長制という。三長制のねらいは、戸籍をはっきりさせることにあった。当時は戸籍が乱れ、農民は「宗主」とよばれる豪族の保護下に入り、国家には納税義務を負わず、宗主に高額の小作料を納めていた。北魏はそのような状態を改め、国家が農家を直接支配し、租税を徴収して財政の基盤を固めようとした。戸籍を明確にして農家を村落組織に組み込み、隣長一里長一党長の三長を通じて掌握しようとした制度であった。これに対して従来村落を支配していた豪族の抵抗はあったが、豪族を三長の役職に就けて国家機構の末端に位置づけることになった。この三長制のもとで、農民の所有地は新しくつくられた戸籍に登録され、それを基礎にして均田制が制定されることになった。

### (5) 三国史記

高麗 17 代仁宗の命を受けて金富軾が撰した、三国時代（新羅・高句麗・百済）から統一新羅末期までを対象とする紀伝体の歴史書。朝鮮半島に現存する最古の歴史書。1143 年執筆開始、1145 年完成、全 50 卷。全体は本紀（新羅本紀・高句麗本紀・百済本紀）・年表・雑誌・列伝からなり、本紀にはまず新羅を記し、それぞれの建国神話における建国年次の順にあわせて高句麗・百済の順としている。年表は干支、中国の王朝・新羅・高句麗・百済の四者についての一覧形式を採っている。列伝の最初には新羅による三国統一の功労者である金庾信に三巻を費やしており、次いで高句麗の乙支文徳を配し、最終巻には後高句麗の弓裔、後百済の甄萱とするなど、時代・国についての特別な配置の整理は行なわれていない。金庾信列伝によると、金庾信は中国黄帝の子・少昊の子孫である。朝鮮半島の地名研究の根本史料でもある。

### (6) 三大陸周遊記

イブン・バットウータによる書物。『大旅行記』『都市の不思議と旅の驚異を見る者への贈り物』などとも呼ばれる。14 世紀の世界を知る資料的価値が高い。約 30 年の旅を経たイブン・バットウータが、マリーン朝君主の命令でイブン・ジュザイイのもとで口述し、1355 年に完成した。マグリブ人の視点から様々な事物を語り、19 世紀にヨーロッパに紹介されて各国語に翻訳された。イブン・バットウータは 21 歳でメッカ巡礼に出発し、当初は巡礼と学究が目的だったが、スーフィーとの出会いなどで旅を続けた。一人で出発したが、途中で巡礼団に加わったり、政府使節として旅するなど形態は多様である。エジプト、ダマスカス、メッカを経て、イラク、イラン、コンスタンティノーブル、ジョチ・ウルス、デリー、マルディヴ、スマトラ、泉州、大都、ファース、グラナダ、サハラ砂漠などを訪れたが、中国など一部の土地は実際には訪れていないという考証もある。当時のファースでは内容が虚偽と見なされ、イスラームに反する記述があり禁書扱いされたが、17 世紀にバイルーニーが抄本を編纂すると広く読まれた。18-19 世紀にヨーロッパで知られ、マルコ・ポーロと比較評価され翻訳された。日本では前嶋信次が 1954 年に抄訳版を発表した。14 世紀の巡礼・交易ルートやイスラームの影響に関する資料的価値は高く、特にトゥグルク朝には 8 年間滞在し同時代史料として有用とされる。ただし、旅程の順序や日程に混乱があり、他人の著作からの引用も見られ、ブルガールや中国の記述は伝聞の可能性が高いとされる。

### (7) 三皇五帝

中国上古の伝説の8人の帝王。儒教ではこれらを実在の聖天子だと信じていた。これが伝説の人物であることは日本では明治末年から、中国では民国以来明らかにされた。多くの地方伝説や開闢伝説中の人物から三皇五帝という一つの系統にまとめたのは、戦国時代から漢代にかけてであったとされている。三皇は、伏羲(=庖羲)・神農・燧(それぞれ漁獵・農耕・火食の発明者)の3人、あるいは燧人の代わりに祝融(火を掌る神官)または女媧(蛇身人首の女神)をあげる漢代説と、伏羲・神農・黄帝をあげる晋代説と、べつに天皇・地皇・人皇をあげる説とがあるが、要するに人類の文明の起原を説明しようとする伝説である。五帝は、黄帝・顓頊・帝嚳・堯・舜とする「史記」の説のほか、黄帝・炎帝・太皞・少皞・顓頊とするものなど種々の説がある。五帝説は中国民族の国家起原説というべきもので、とくに黄帝は民族共通の祖先とみなされていた。顓頊は黄帝の孫で暦法の発明者、太皞・少皞は東方の神、炎帝は火の神、帝嚳は黄帝の曾孫だという。

### (8) 五経正義

180巻。唐の孔穎達らが貞観から永徽にかけて、勅を奉じて撰したもの。「周易」「古文尚書」「毛詩」「礼記」「春秋左伝」の五経の疏・経学は漢魏の経に対する注の時代を経て、南北朝時代にはその注に対する注である義疏の学が盛んになり、しかも南人と北人とではその奉ずる注が異なり、諸説紛糾した。唐の太宗は儒家一尊の盛大を誇示する意もあってこれらの諸説を統一しようと考え、孔穎達ら多くの学者を動員して「五経義訓」(のちに正義と改題)を作らせた。意図するところは南北諸説の統一にあったが、南人の好む注と疏を多く採る結果になった(「易」王弼注・「書」孔安国伝・「詩」「礼」鄭玄注・「左伝」杜預注)。正義が出たために諸生はもっぱらこれを暗記するのみで、他の注・義疏が減り唐代の経学はかえって停滞してしまった。

### (9) 五軍都督府

明代の最高統帥機関。太祖は統一前に元朝以来の枢密院を大都督府と改めたが、さらに1380年(洪武13)、中・左・右・前・後の五軍都督府(五府)に分けた。五軍都督府にはそれぞれ左右都督・都督同知・都督僉事などが置かれ、軍政をつかさどる兵部の下で、兵部に直属する親軍衛以外の都司(都指揮使司)・衛所を領した。その管轄は地域的に区分され、左軍都督府は浙江・遼東・山東の都司、右軍都督府は雲南・貴州・四川・陝西・広西の都司、中軍都督府は直隸の衛所・中都留守司・河南の都司、前軍都督府は直隸の一衛・福建の都司および行都司、湖広および江西・広東の都司、後軍都督府は北平・山西の都司および行都司・三護衛をそれぞれ管轄し、京衛は五府に分属した。しかし世宗以後、新しく設けられた戎政府に権限が移り、五軍都督府は実権を失った。

### (10) 五・三〇運動

1925年5月30日、上海で発生した反帝国主義運動。1924年から25年にかけて中国の労働運動が再び高揚し、25年2月に上海の在華紡(日本人経営紡績工場)で12歳の中国人女工虐待事件をきっかけに、労働条件改善と賃上げを求めるストライキが発生し、他の日本人経営工場や青島にも波及した。5月15日、上海の内外棉工場で工部局巡査の発砲により顧正紅ら7名が死傷すると、学生たちが労働者を支持して街頭活動を展開した。共同租界の工部局は学生を逮捕し、5月30日の裁判でほとんどが釈放されないことが決定すると、約3000人の学生がデモを行った。南京路でデモ隊を逮捕しようとした際、約1万人の群衆が警察署前に集まり、イギリス人警部エヴァーソンが発砲を命じ、死者10名、負傷者15名、拘引者53名を出した。これが五・三〇運動であり、反対運動は上海・香港・漢口・南京・天津など全国に拡大した。

分野・専門名： 東洋史学

---

試験科目： アジア史基礎

---

**【出題の意図】**

アジア史に関する基礎的知識を有しているか、それを日本語で適切に表現できるかを問う。

分野・専門名： 東洋史学

---

試験科目： 漢文文献解読

---

**【正解・解答例】**

軍機大臣が雲貴総督伯に字寄する（書簡で伝える）。嘉慶十二年九月二十四日、上諭を奉じた。「伯麟が、緬甸（ビルマ）が使者を派遣して文書を提出し、援助を懇願してきた件について、旨（勅命）に従ってその国王に明白に諭したとの奏摺があったが、その処置は極めて適切である。天朝（清朝）が外藩をなだめ従えるにあたっては、一視同仁（平等に視ること）とし、決して一方のみを偏って助ける道理はない。緬甸と暹羅（シヤム）はいずれも同じく藩属の列にあり、互いに挙兵して争いを構えるのは、いわば『蝸牛の角の上の争い（蛮触相争）』のようなものであり、ただ放置して問わないのが当然である。もしこの時、緬甸の願いを聞き入れて、にわかに出兵して援助するならば、仮にシヤムもまた使者を派遣して関門をたたき、援助を求めたりした場合、その時いったいどのように処置すべきであろうか。伯麟は前の旨（勅命）を奉じ、今回、国王に孟幹を遣わして文書を提出させるよう求めたその際に、すぐに明白に諭した。また、以前、刀派功が私的に兵を率いて国境を越えたことは、もとより罪ある行為であり、その禍は自ら招いたものである。国境を越えて騒動を起こした一土司のために、軍を興して罪を問うことはできないのである。」

分野・専門名： 東洋史学

試験科目： 漢文文献解読

**【出題の意図】**

歴史学の研究に必要な、漢文文献の基礎的な読解力があることを確認する。

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： 西洋史学

---

**【正解・解答例】**

**【解答のポイント】**

問題文に記されている通り、幅広い時間・空間の中で、すなわち古代から現代までの時間、そして西洋という空間の中で、選択したテーマに関する多くの具体例を挙げつつ、論理的に記述がなされているかを見る。

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： 西洋史学

---

**【出題の意図】**

西洋史に関して学んだ知識や概念等を、論理的かつ具体的に記述する能力を見る。

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： 英語

---

【正解・解答例】

問1 英文の議論の展開を把握し、正確に日本語に翻訳する力を評価する。

問2 1 Unlike 2 through 3 Until 4 For  
5 thus 6 outside 7 with

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： 英語

---

**【出題の意図】**

問1 英文の論理的な構成を読み解き、日本語に正確に訳す能力を測る。

問2 英文を文脈に即して的確に表現する力を測る。

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： フランス語

---

**【正解・解答例】**

フランス語の文法を理解しているかどうか、また西洋史の知識をもとに邦訳できているかどうかの評価の基準となる。

分野・専門名： 西洋史学

---

試験科目： フランス語

---

**【出題の意図】**

フランス語で書かれた歴史学の研究文献を、文法の諸規則やコンテキストを踏まえて、読解する能力を持っているかどうかを問う。

## 分野・専門名： 考古学

---

## 試験科目： 専門試験

---

### 【正解・解答例】

問1 交差年代法（Cross-dating）について、説明しなさい。

異なる地域間で同一の特徴をもつ資料が発見された際に、年代が既知の資料・資料群、あるいは編年を比較することによって、資料の年代を決める方法である。これは、その資料が同じ速度で変化・拡散したために、同じ特徴を持つ資料は同じ年代を示すという前提がある。

問2 考古学における学際研究の重要性について、実例を挙げつつ述べなさい。

考古学では、人工物や人の活動痕跡を対象とする。そのため、資料自体は言語を発せず、かつ様々な人間・集団の多様性ゆえに、様々な視点が必要となる。

例えば、考古学においては最も基礎的な情報となる年代観でさえも、縄文時代においては夏島貝塚出土資料の理化学的な年代測定法の結果で年代が大きく遡る結果が提示され、その後大平山元（I）遺跡出土資料の分析結果でさらに年代が遡る結果となった。考古学が得意とする型式学的相対編年により広域の時間軸を設定することが可能だが、具体的な年代やどの程度の時間幅を持つのかはこれだけでは不明瞭である。相対編年と理化学的な年代測定法を組み合わせることで、これは明らかとなり、より精緻により広く、過去の復元が可能となる。

問3 文化遺産の保全修復に関する課題について、考えるところを述べなさい。

すべての資料は多かれ少なかれ経年劣化が生じる。より良好な状態で資料を次世代に残すには、経年劣化の状態を把握することが重要であるが、これは必ずしも容易なことではない。例えば、城郭の石垣では、その大きさゆえに、どの石が前年と比較して破損しているのか、また構造が歪んでいるのかを把握することは、遺物と比較すると難しい。これに関しては、近年、三次元計測により前年度の状態との比較をすといった取り組みが行われている。遺物について例を挙げれば、復元に使用した石膏や接着剤の劣化が挙げられる。日本では高度経済成長期に資料が急増したため、この経年劣化をどのように把握するか、またその劣化の修復、およびそもそも劣化を想定した薬剤の使用が重要だと考える。

問4 考古学における成果の社会への還元のある方について、具体的に述べなさい。

考古学ではいくつかの機関や場面で、成果を社会に還元する取り組みが行われている。研究成果の書籍出版などはもちろんだが、発掘調査の成果を一般の人に広く伝える説明会や、一般講座、学校への出前講義や講義用の資料の貸し出し、博物館での展示が挙げられる。

こうした取り組みは最近始められたものではなく、月の輪古墳や登呂遺跡など、戦後から様々な機関・研究者が意識的に市民とともに発掘調査を行うなど、考古学について広く知っ

てもらおうとともに、皆で歴史を考え協働することを目指してきた。このような相互理解と協働の在り方が、現在の歴史資料の保全・管理や、考古学という学問自体を持続可能な形にしている。

問5 考古学に関連する次の用語について、知るところを述べなさい。遺跡については所在地も記すこと。

(1) チャタルホユック遺跡

トルコに位置する遺跡で世界遺産に認定されている。中央アナトリア地方における最初期の農耕集落であり、集落跡から居住形式やその変化が確認された遺跡である。

(2) 登呂遺跡

第二次大戦中に発見され、戦後に本格的な調査が行われた。これにより、弥生時代の住居址や水田、木製品など、弥生時代の農耕集落の様相が確認できる遺跡であることが分かった。この成果を受けて、弥生時代の遺跡としては初めての特別史跡に登録された。

(3) プロセス考古学 (Processual Archaeology)

ニュー・アーケオロジーの展開後に成立した学派であり、文化の変化のプロセスを、客観的・科学的に説明することを目指した。そのため、仮説演繹的な検証方法や数量的分析に重きを置き、一般化と仮説検証から過去の背景を明らかにしようとした。また、資料と解釈の関係性についての説明ではミドルレンジ・セオリーが提唱された。

(4) 海洋リザーバー効果

海水に含まれる炭素により、本来の年代よりも古い年代を示す現象のことを指す。このため、産物を煮炊きするなど、海水の影響を受けている可能性がある資料については、この効果を考慮して年代を補正する必要がある。

分野・専門名： 考古学

---

試験科目： 専門試験

---

**【出題の意図】**

出題意図：問1から問4は、考古学的視点をもとに自身の考えも含めて適切に回答する能力をはかっている。問5は、考古学における事柄に対して、地域を問わず基礎的な知識と興味を有しているかを問うている。

分野・専門名： 文化人類学

---

試験科目： 文化人類学

---

**【正解・解答例】**

問 1

- ・ 問いに対する基本的な理解を示す記述がなされている
- ・ テーマ群に関する具体的な言及が含まれている
- ・ 文化人類学の先行研究や関連する研究などを提示している
- ・ 文化人類学の主要な用語・概念を適切に使用できている
- ・ 論理的な構成により、説得的かつ独創的な主張が展開されている

問 2

- ・ 出題された英文について、適切な訳語を用いながら要約できている
- ・ 文章の主旨を正確に把握している
- ・ 客観的な記述ができている
- ・ 誤訳・誤読がない
- ・ 日本語として自然で読みやすい文章構成になっている

問 3

- ・ 研究テーマが明確に設定されており、問いの意義が簡潔に説明されている
- ・ 研究の対象・フィールド・資料・方法などが適切に挙げられている
- ・ 研究を行う際の倫理的配慮がなされている
- ・ 実現可能性が示されている
- ・ 構成が明快で、日本語としての表現が適切である

分野・専門名： 文化人類学

---

試験科目： 文化人類学

---

**【出題の意図】**

問 1

社会・文化にかかわる多様なテーマについて、文化人類学の基礎的な知識に基づいて論理的に表現する能力を問う。

問 2

英語で書かれた学術誌や書籍を読み、それらを正確に理解し、その内容を要約・表現する力を測定する。

問 3

自らの研究関心に基づいた研究計画の立案の能力を問うとともに、それらを所定の分量に収まる文章で的確に説明する能力を問う。